

スティックバイオレンス) や児童虐待などの問題を引き起こし、ひいては離婚の直接の原因となっている。さらには、子どものパーソナリティの形成においても深刻な影響を与えるものであることが知られている。そして、その典型が、AC (アダルトチルドレン：Adult Children of Alcoholics=ACOA, 以下、AC) である。もともとこのACとは、アルコール依存症の親を持つ家庭に生まれ、大人になった人の意味であった。しかし、近年、この意味が拡大され、アルコール依存症の親をもたずとも機能不全家族のもとで、他者を優先せざるを得ない家庭環境で育ち、自己を抑圧させた結果、さまざまな「生きにくさ」を抱えてしまった大人たちを示す言葉として適用されるようになっている。このようにアディクションは、世代間に伝播する構造を持っていることが指摘されてきた²⁾。

さらに機能不全家族の内部でACが創られるメカニズムは、家族システム論の立場から、次のように説明されている。家族内部にはホメオスタシス（内的恒常性）機能があり、依存症者本人や配偶者、子どものうちの家族員の誰か（もしくは複数の家族が交互に）がスケイプ・ゴートとなり、ゆがんだ家族関係の影響をもっとも強く受けることで、多の家族員への影響を最小限に��止め、システムとしての家族全体の維持を図ろうとする。

家族には、その内的なシステムにおいて2つの境界がある。一つは、家族を外界から分ける「家族境界」であり、もうひとつは、親（夫婦）と子どもを分ける「世代境界」である。その「家族境界」は、家族システムと外界という区分によって形成され、「世代境界」は、親世代のサブシステムと子ども世代のサブシステムという二つのシステムによって形成される。そして、家族員自らが維持されるためには、家族システム全体が維持されなければならず、問題（困難）が強くなるほど、世代境界や家族境界は強固に張られることになる。次第に、親世代のサブシステムは、子ども世代に対して、養育機能を執行できなくなり、子どもにとって家族は「安全な場所」でなくなる。すると、子どもは子ども世代のサブシステムの維持が困難になり、自己が自由になるような安全にいられる世界への逃避として、家庭内暴力・家出・非行などの社会的逸脱行動へつながっていくのである³⁾。

2. アディクションに伴う生活条件の弱体化

私たちは、アディクションが、単に離婚や母子世帯形成の原因となっているだけではなく、貧困の世代的再生産の触媒として、その問題構造に深く関わっており、ゆえにアディクション問題の解決緩和を計ることが、貧困の世代的再生産を断ち切り、母子世帯の「自立」に道を開くことにつながるのではないかと考えた。しかし、今回、私たちは、以上のようなアディクションの世代間伝承性を一定踏まえた上で、アディクションに伴う生活問題を、単に精神医学的なパーソナリティ形成上の障害として捉えるだけでなく、アディクション問題が、客観的な生活条件の喪失や弱体化の問題として具体的にどのように現象化し、それらが、次世代の生活基盤や人間形成にどのような影響を与えていているのか、という視点から問題を捉えようとこころみた。

そのような視点から接近することにより、貧困の世代的再生産とアディクション問題との連関構造を社会科学的に捉えることになるとを考えた。また、生活保護制度の運用と生活保護ケースワーカーをはじめとする現任援助専門職のアプローチを念頭において、具体的な援助資源の問題として課題を検討することもつながると考えた⁴⁾。

具体的には、地域関係や親族関係の喪失、失業による経済的困難、転居にともな人間関係の喪失・変化とそこからくるストレス、援助専門職と長期にわたって継続的関係を形成することが出来ないといった問題や、また生活や育児情報の入手困難、心身の健康被害などの問題が考えられ、それらの問題が人間形成上の障害として、どのように現れているのか、が明らかにされなければならない。故に出身世帯および離別前の世帯において、以上のような具体的な問題がどのように発現していたかを、三世代にわたる視点から捉える必要があった”。

そのような全体的な問題把握の視点からでなくては、生活保護母子世帯の生活問題の本質を理解することは困難である。単純かつ横断的な問題把握は、例えば、児童虐待事件を起こしてしまった母親に対するマスメディアの攻撃的報道のように、一般市民の感覚から見れば、若い母親の人間的欠陥から発生した問題として、矮小化して捉えられてしまいかねない。母子の人間性や母子世帯であること自体、ひいては生活保護の受給そのものを問題視する視点は、今日急増する母子世帯が抱える社会的不利や社会的援助の欠如の問題から目をそらすことにつながる。むしろより今日的な社会的不利を典型的に背負った存在として母子世帯を捉える視点が必要であろう。

以上のことから、今回の事例調査に当たっては、被保護世帯の母親の出身世帯の問題にまでさかのぼり、三世代にわたって、アディクション問題がどのように関わっているか、に焦点を当て、調査事例の検討を行った。

3. 分析の視点と調査事例の概要

アディクション問題との関連から、事例を次のような点に着目して検討した。

- 1) 母親と子どもの年齢、学歴および結婚年齢
- 2) アディクション問題の世代的経験
 - ・母親の出身世帯、夫の出身世帯におけるアディクション問題の有無
 - ・離婚前の夫のアディクション問題
 - ・子どもの心身の発達上の問題
- 3) 母親本人の依存性の程度
 - ・本人のアディクション問題
 - ・夫婦の共依存関係における自立性の強さ
- 4) 離婚の受け止め方 問題の自己認識
 - ・母親自身が、離婚前の夫との生活に対して、どのような問題意識を持ち、離婚後の現在の生活をどのように評価し、今後どのように生きていこうとしているのか。
- 5) 育児の困難性とニーズ
 - ・一定のアディクション問題を経験している母親が、どのように育児に向かい、それにどのような困難を感じているか、その障害と援助ニーズ
- 6) 就労希望とその障害 育児と就労の両立をめぐる問題
 - ・就労希望の有無とその理由
 - ・母親が考える就労を困難にしている要因
 - ・就労と育児の両立についての考え方

7) 母親の出身世帯（両親）との関わり

- ・離婚による生活崩壊への対応としての親族の受け皿（危機のサポート）
- ・日常的な親との変わり（日常のサポート）

本章で検討した事例は7事例であり、いずれも小学校低学年以下の子どもを抱える母子世帯である。1事例を除きいずれも乳幼児を抱えており、育児・子育ての問題が当面の生活課題であることがうかがえる。

母親の年齢は、20代前半から30代前半であり、7事例すべてが離婚による生別である。結婚年齢は、7例とも10代後半から20代前半であり、いずれも早々に子どもを出産し、子育てに生活に入っている。妊娠を契機に籍を入れたケースもある。

7事例中5例の母親はいずれも両親が離婚しており、母親自身が母子世帯の出身者であった。その他の2例も両親の離婚こそないものの、薬物依存、DVといった顕著なアディクション問題が確認されていることから、7事例すべてが、何らかのアディクション問題による機能不全家族の出身である。母親自らも離婚していることから、アディクション問題を核とした母子世帯の形成もしくは、機能不全家族の循環や連鎖の構造が認められる。

母親の学歴は、高卒は1例のみであり、他は、専門学校・定時制高校卒もしくは中退の学歴であった。

離婚前の世帯において、夫によるDV・アルコールが認められるケースは、7例中5例であり、その他の2例には養育放棄は認められたが、明らかなアルコール依存やDVは認められなかった。離婚の直接の原因は、養育放棄を含めて7例すべて夫のアディクション問題であった。

7例すべてが離婚に伴い、生活保護を受給しており、その際、親族の援助は受けられる状況になかった。そして今日でも親族とネットワークは遮断されたままであるケースがほとんどである。

離婚したことについては、「(離婚して)よかった」と答えており、当面の間は考えていないと言う。1例のみ離婚について明確な総括を語らなかった。そしてその1例を含む2例が日常の家事・育児の苦労を指摘した上で、早々の再婚を希望していた。

生活保護の開始理由は、母親の疾病・乳幼児の育児による就労困難であり、調査時点で保護を受けながら就労しているケースは1例のみであった。就労希望については、「早く（就労して）保護から離れたい」とするケースが2例でその他のケースは、乳幼児の育児問題や母親自らの健康問題から当面は保護を受けながらの生活を考えている。

母親の就労の希望と子育てへの関心の強さ、そして本人の再婚希望を含めた対人依存性の強さについては、一貫した傾向は見られなかった。

子どもの状況については、1例を除き乳幼児の育児や教育に一定の関心を示しており、4例については、子ども自身の心身の健康や発達においても、顕著な問題はなかったが、3例については、小学生（低学年）の子どもの不登校が確認されている。

4. 母子世帯およびアディクション問題の再生産構造

母子世帯の形成過程をアディクションとの関連でみると、7事例すべてが、母親自身が母子世帯の出身者であり、出身家庭においてアディクション問題を経験し、その後、自らの家庭もアディクション問題から離婚にいたり母子世帯化する、というプロセスが存在する。つまり、アディクションのサイクルまたは母子世帯のサイクルが形成されているのである。母親の出身世帯が必ずしも生活保護を受給していたわけではないが、貧困の世代的再生産の過程は、アディクションや母子世帯の表裏一体の家計で同時進行するものであることが示唆される。

母子世帯に生まれ、十分な学歴を積まないまま不安定就労をし、若年での結婚、そして出産、人間的成长が未成熟な状態での夫との共依存関係の形成、そしてその破綻としての夫からの暴力や放棄があり、やがて自らも離婚に至っている。この自らの離婚に至るプロセスにおいて、母親の両親は7事例すべてにおいて、援助者としてはなり得ていない。

離婚の原因としては、DVや明らかなアルコール依存癖と思われる夫の問題が見られるケースだけでなく、夫の人間的な未成熟からくると思われる養育放棄なども離婚の直接的な引き金となっている。その後の母子の家計への影響という点では、DVであっても養育放棄であっても、経済的困難が同時進行していることは明らかであり、その意味で、明らかなDVと暴力やアルコールによるトラブルが見られなくても、養育放棄は、問題の質としては同じものといえる。虐待もその定義には無視や放置も含めて考えられることが一般化しつつある今日では、今回のケースは、すべて同質の問題により離婚に至ったと総括することができる。事例から見ると次世代への問題の波及において、触媒となっているのは、アディクションを軸としながらも、その根幹をなす一次嗜癖としての共依存と捉えた方が適切であろう。

共依存は自己否定感や見捨てられ不安、空虚感、深い悲しみ、怒りなど痛みを伴う感情を核としている。また、これらの痛みは幼い頃にさまざまな虐待を受けたり、大きな喪失を体験したなどによって引き起こされるトラウマ（心的外傷）に伴う痛みについても同様にとらえられている。この痛みを適切に処理する方法を身につけていない場合、人はアディクションに陥っていくことになる。

アディクションは、一次嗜癖である共依存が具体的な対象物（人）に向けられ、現象化したものであり、物質嗜癖、行為嗜癖、人間関係嗜癖の3つに大別される⁹。

5. 「自立」へのステップとしての離婚

これまで見てきたように、7事例はアディクション問題との関連で生活問題を捉えた場合、その質は、ほぼ同質のものとして捉えてきた。しかし、離婚自体をどうとらえて、今後どのように生きていこうと考えているか、その見通しや考え方については、二つのタイプが見られた。この視点は、本事例の検討の中でもっとも重要な視点であろう。横断的な調査では、一見、同質の問題として類型化されるケースが、実は、その認識の点で、質的に異なるものである可能性がある。就労の有無や所得、健康状態、生活管理など現象化された生活行為ではなく、行為や生活をささえる人間の意識や認識によって評価・分類しようとするものである。

今回のケースについては、離婚を契機として、しばらくの間、男性に頼らず、自らの手

で子育てをし、生きてゆこうという考え方を示しているケースと、共依存から脱却の姿勢を見せず、離婚には至ったが、再婚して男性の保護の下での経済的にも精神的にも安定した（依存できる）生活への復帰を希望している母親も見られた。この意識の違いは、援助専門職にとって、アプローチの方向性を決める重要な要因である。

つまり、自立へのステップとして共依存からの脱却＝離婚を位置づけることができるケースと、その志向に弱く依存からの脱却を意図しないケースとがあることがわかる。

前者のケースへの援助課題は、概括的に表現するならば、男性との共依存関係から脱却することで人格の独立性と生活の自律性を獲得しようとする女性の、離婚後の生活再建を社会的にどのように支えるか、といった極めて今日的な課題として捉えることが出来る。十分な資源と情報が適切なタイミングで提供されれば、それらの資源を自らの力で生活の糧として取り込んでゆく能力は既に一定のレベルで有しているものと考えられる。しかし、後者のケースについては、自らの「生きにくさ」が自身の依存性に立脚していることを認識しなければ、様々な資源や情報の提供があったとしても、それを有効に使うことは出来ないレベルである。このようなケースは、自分自身の問題について、自己認識が育たなければ、さまざまな援助がむしろイネーブリングにつながりかねない。故に、自身の問題への直面化が当面の援助課題となる。援助者は、イネーブラーにならないよう注意し、援助関係においても一定の距離を保ちながら、やや遠巻きに見守る構えが求められる。

本調査に先んじて行われた生活保護ケースワーカーへのインタビューにおいても「何とも抜け出しがたい、自立（＝保護離脱）可能性の低い母子世帯が少数ではあるが認められる」と話すワーカーも見られた。このケースは、離婚前の問題の再燃が強く懸念されるケースであり、家族の問題が子どもの心身の成長にあたえる影響をより注意深く見守る必要がある。

近年、家族援助論として、アディクションアプローチが提唱されているが、これはこのようなアディクション問題への援助活動の中から生み出された考え方であり、筆者は、貧困の世代的再生産の中にいる母子の援助にあたっても一定の有効性を持つ援助論と考えている⁷⁾。

6. 生活保護受給による「自立」－共依存からの脱却－

すべてのケースが、夫と離婚し、しかも乳幼児をはじめとする低年齢児を抱え、就労の見通しもなく、結局、生活保護の受給に至っている。しかも生活保護に至るまでの過程において、ほとんどのケースで転居も経験されている。

この一連の生活保護に至るまでの生活困難を乗り切る過程でのコストは、決して少なものではない。しかも、親の代からの母子世帯であるが故に、有効な援助資源としての親族との関係も疎遠になっているケースが多い。このことは、世代的にアディクション問題抱え、それを乗り超えようとする過程において、多大なコストがかかる一方で、プライベートな援助関係は逆に失われてしまう。したがって、次世代の母子世帯としては公的制度以外に頼るものはない状況に否応もなしに立たされてしまうことを表している。

この点で生活保護制度は、生活の崩壊過程をくい止める働きをしており、危機に対応する危機介入として機能している。この適切なタイミングでの制度の紹介と保護の開始が母

子世帯の生活崩壊をくい止める上で極めて重要である。

また、生活保護の受給は、保護開始後、保護費の支給を中心として日常生活の安定化をはかり、さらには、例えば子どもが障害を負えば行政の障害福祉担当部課との連携を計るなどといったネットワーキングを行う。つまり、生活保護とは、生活保護母子世帯にとって、生活崩壊の危機をくい止め、以後継続的かつ包括的な援助を提供する総合的な援助であり、これは、母子が離婚後、親元に里帰りして、両親の手厚い援助の下で同居することに等しい役割を果たしているのである。

筆者は、ミクロな対人援助のレベルでは、離婚に至った経緯や離婚そのものを問題とすることはできないと考えている。学歴や所得階層に関わらず、配偶者に共依存的性格が強く存在することなどは、結婚前に吟味することなどできないのが当たり前であり、今日では、結果的に婚姻関係そのものがうまく行かないことは、決して特別なこととしてとらえられるものではない。また、それを問題視することは、今日、急速に増えている離婚後母子世帯の存在そのものを否定することにつながりかねない。

問題は、離婚後の援助のあり方に集約されるといつても過言ではないだろう。この点で前述のような、アディクションに伴う家族問題を回避し、離婚を経験した母子にとって生活保護の受給は、母子の人間的自立を援助する極めて効果的な援助となっているのである。単に就労し独立で生計を営むことを生活の目標におくなれば、生活保護の受給は、アディクション問題によって引き起こされた結果であり、依存として捉えられる。しかし、世代的な問題の伝播構造と離別前の生活状況、そして離婚についての母親本人の認識などをトータルに捉えた場合、生活保護の受給は、共依存関係やアディクションから脱却しようとする意味で、自立へのステップとして位置づけることができる。

7. 生活保護から子育て支援への展開

子どもの年齢が比較的低い段階の乳幼児期から義務教育年齢までは、どのような親でも、子どもの育児と教育が家庭内の最大の関心事であるといって良い。生活上の主たる課題は、育児と教育、家計をささえる就労であるといえよう。しかし、低年齢児を抱える生活保護母子世帯の母親にとっての就労は、希望としては「やりがいのある仕事をしたい」と考えているが、現状では決して労働そのものの意味や技能の習得に価値を見いだしているのではなく、あくまでも賃労働として生活を支えるための手段という認識が主である。したがって、その生活課題は明らかに育児や子どもの教育など子育てに関わるもの中心である。

母親は、子育てへの取り組みを通して、親として、また人間として成長してゆくものであり、そのことが、子どもの成長を育むことにつながる。貧困の世代的再生産を断ち切るために、次世代の子どもへの教育福祉的アプローチは重要なことはいうまでもない。しかし、母親への援助というと、ともすると現場では、金銭給付と就労指導に修練しがちである。

子どもへの教育福祉的アプローチとつながったものとして、母親の人間的成長へのアプローチを、援助体制の中に位置づけることは、貧困の世代的再生産を断ち切るために、必要不可欠な条件である。

夫との協同でも困難な課題を母親ひとりが担うという点での困難は、母子世帯に共通のものであるが、当然のことながら生活保護母子世帯にも重くのし掛かっている。乳幼児を

中心とした低年齢児を抱える生活保護母子世帯の生活課題は、母子世帯に共通の課題とともに、世代的な影響を受けた母親が、これにとりくむという点での困難性がある。

母親は自分自身の「自立」の過程において、就労を当然のこととして意識しながらも、乳幼児や低学年児を抱えることによる就労困難があり、そして育児や教育について、親として多くのことを学習してゆかなければならない。とりわけ第一子の場合は、子育てや教育、また子どもをあずけながらの就労についても経験がなく、困惑することが多い。生活保護母子世帯の場合、ほとんど相談相手がいないケースが多くみられた。社会関係や援助関係の条件に乏しい生活保護母子世帯では、対人関係のスキルに弱かったり、それが適切な情報の入手は行動を阻害することにつながったりする。また、育児や教育について助言してくれる親族や友人関係に乏しいケースが多く、そのような相談できる相手の不在を訴える母親もいた。生活困難に遭遇したとき、その状況の科学的理説は問題解決の基礎であり、その点は、当事者も援助専門職も同じである。当事者に問題の科学的認識を持つてもらうことは援助の基本でありそのための情報提供は不可欠な援助である。しかし、せいぜい生活保護母子世帯がアクセスできる情報は、友人による経験情報のレベルであり、子どもの発達状況の理解や育児のあり方、親子関係の持ち方についての科学的理説に立脚したものではない。この点で育児や教育についての情報提供を含めた母親への有効な援助は、母子の自立にとって不可欠な条件である。また、就労指導や就職情報提供のタイミングを子育ての状況と関わらせて判断することも援助において重要なポイントとなる。

調査事例においては、基本的に7例とも就労による自立（=保護の離脱）を希望しているが、同時にほとんどのケースで、育児と就労の両立への不安が訴えられている。その困難性から、「しばらくは生活保護のお世話になることで我慢しよう」とはなすケースも見られた。

これは保育・相談の体制問題として考えることもできるが、被保護世帯は保育施設への措置は可能であることを考えれば、単純な保育施設の問題や専門家による相談体制の問題だけではない。母親にとってアクセスしやすい相談体制や適切な情報の提供は不可欠な条件であるが、この点は被保護層に限らず、母子世帯に共通の課題である。しかし、生活保護母子世帯は、こうした条件へのアクセスの点で、他の母子世帯に比べより一層の困難がある、と考えるのが妥当であろう。

仮に、母親に生活技能が十分に形成されていても、子ども心身の障害がある場合には、就労が困難であることは想像に難くない。子どもに問題が無くとも母親自身に就労に影響する疾病や障害がある場合には、就労指導の方向性は見いだせない。援助のあり方は、母親の健康状態や、対人関係のスキル、理解力、就労の技能といった人間的技能の問題と、子どもの心身の健康などの具体的な条件のなかで、方向付けられる必要があろう。

こうした具体的な条件に応じて、多面的な援助を行うためには、制度的な援助だけでなく、ライフステージ毎の生活課題に応じた、教育や情報の提供といった非制度的な援助が、効果的に配置される必要がある。

生活の安定を生保で計り、ライフステージ毎の乗り越えるべき課題に対する、母子への教育福祉的な援助を、ボランティアや非営利団体の援助などによって展開することは、生活保護母子世帯の生活の自律性と人格の独立性の獲得において必要不可欠な条件であり、そのような資源の拡充にむけて、現場の援助専門職が、意識的な活動を展開する意義は大

きいと考える⁸⁾。

(註)

- 1)大友信勝「母子世帯調査報告 一被保護母子世帯調査を中心としてー」 生活問題研究創刊号 生活問題研究会, 1985においては、アディクション問題の発生や離婚といった生活保護母子世帯の生活史が個別事例としてまとめられており、その生活史的なプロセスと問題発生要因が詳細に分析されている。
- 2)稗田里香「暴力・アディクションとソーシャルワーク」ソーシャルワーク研究 vo.29 No.1 相川書房 2003
主たる概念規定は齊藤学によるものである。
- 3)野口祐二『アルコホリズムの社会学』日本評論社, 1996
- 4)杉村宏 「I 貧困の世代的再生産 研究の方法と課題」『貧困の世代間再生産の緩和・解消のための支援に関する基礎的研究』平成14年度厚生労働科学研究費補助金報告書 主任研究者 杉村宏, 2002
- 5)窪田は、かねてから、生活問題の世代間重層性を指摘し、ソーシャルワーカーによるアセスメントの過程において、クライエントを含む3世代のジェノグラムをとることを提唱している。
- 6)稗田里香 前掲論文
- 7)信田さよ子『アディクションアプローチ ーもう一つの家族援助論ー』医学書院, 1999
- 8)青木紀編『現代日本の「見えない」貧困 ー生活保護受給母子世帯の現実』明石書店, 2003

第5章 民生委員・児童委員の地域福祉活動

下町区民生委員児童委員アンケート調査結果(第1報)

土居まゆみ

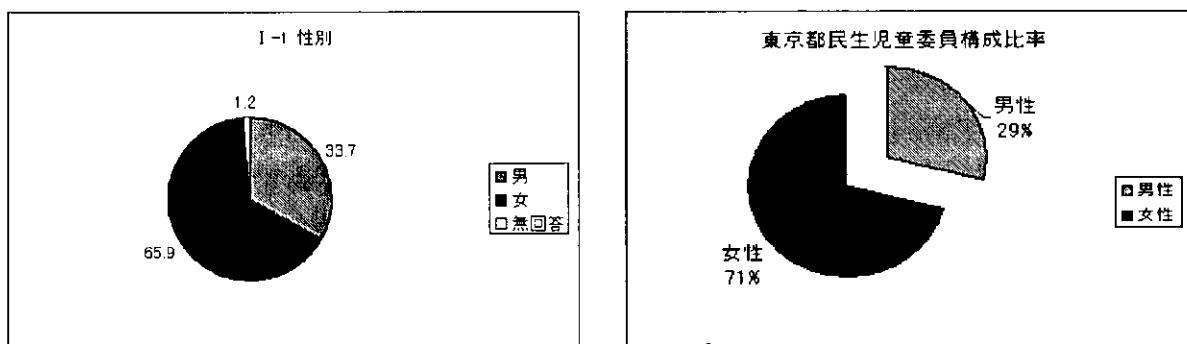
I アンケート調査協力民生委員のプロフィール

1. (1) 性別

回答者の性別は女性が166人で65.9%、次に男性が84人で33.7%となっている。なお無回答が1人ありこれは1.2%となっている。

・東京都民生児童委員全体¹⁾(2001年度改選)との比較

東京都全体では9,366人で、うち女性は71%であった。東京都全体と比較するとこの回答者は男性が多く、女性率が低いといえる。

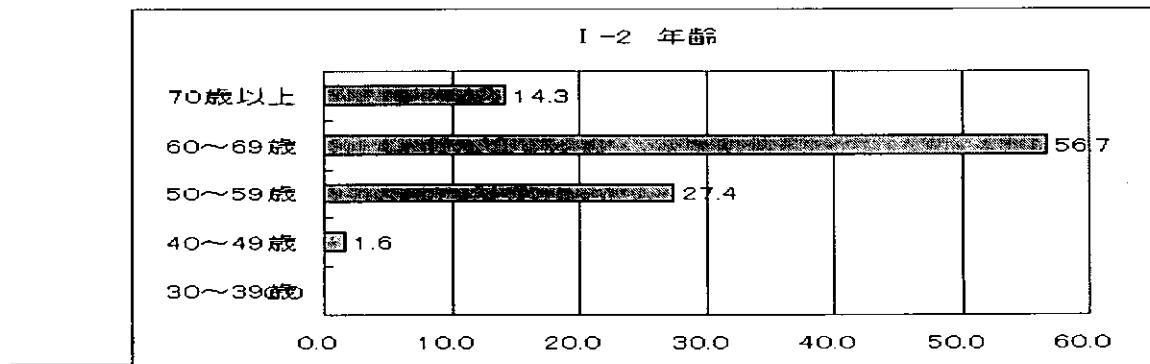


(2) 年齢

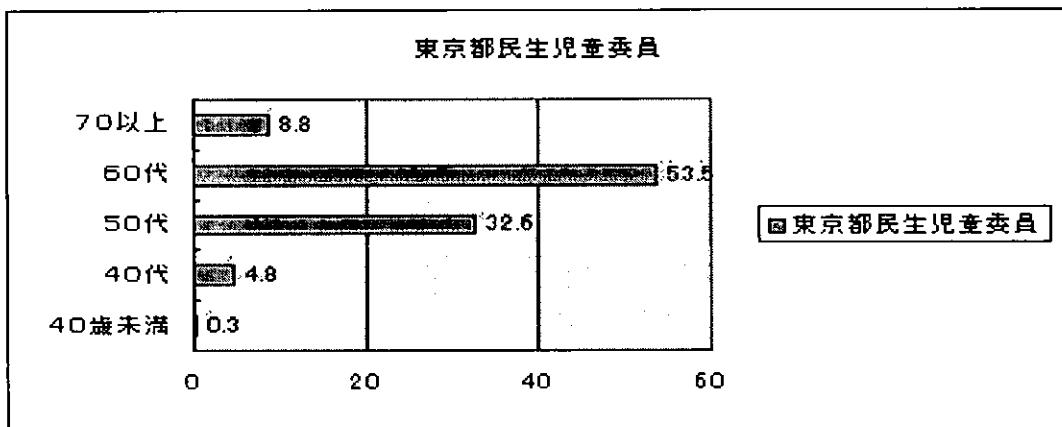
回答者の年齢は60歳代が143人で56.7%と最も多く、次に50歳代が69人で27.4%となっている。民生児童委員の定年が原則として72歳ということを考慮に入れると特筆すべきは70歳以上が36人で14.3%いることである。一方、40歳代は4人の1.6%であった。

・東京都民生児童委員全体¹⁾(2001年度改選)との比較

東京都民生児童委員全体では、70歳以上が8.8%、60歳代が53.5%、50歳代が32.6%、40歳代が4.8%であるので、この回答者は東京都全体と比較して70歳代が多く、50歳代、40歳代が少ないことから年齢が高いことがわかる。



¹⁾著者 2003年度法政大学人間社会研究科福祉社会専攻修士論文「民生児童委員の子ども家庭をめぐる相談援助活動—そのプロセスとかかわりからの分析」より

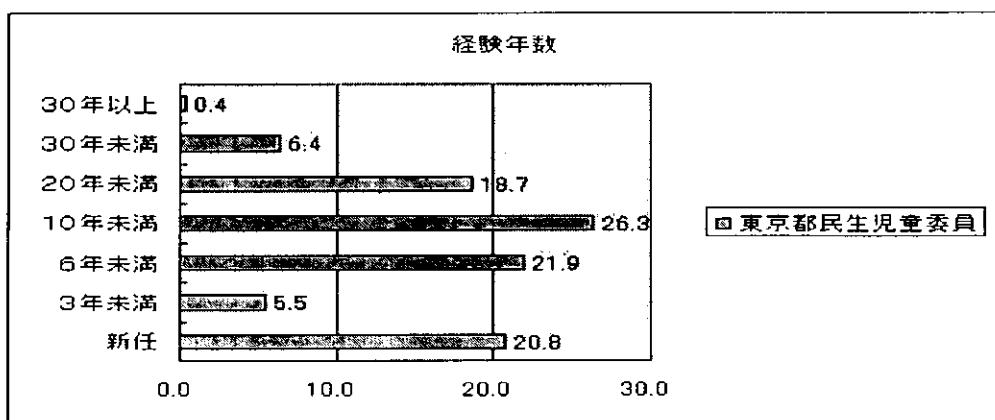
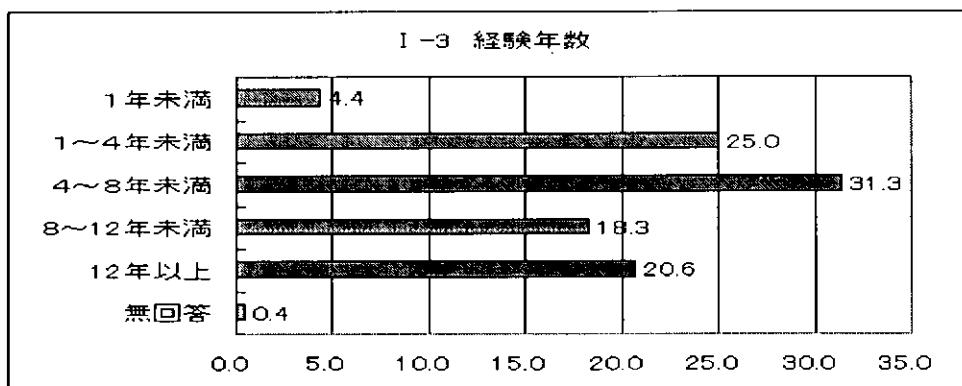


(3) 経験年数

回答者の経験年数は4~8年未満が79人の31.3%が最も多く、ついで1~4年未満が63人で25.0%、12年以上が52人で20.8%、8~12年未満が46人で18.3%と分散しているのが特徴である。また1年未満が11人で4.4パーセント、無回答が一人で0.4%であった。

・東京都民生児童委員全体¹⁾（2001年度改選）との比較

東京都民生児童委員全体と比較してみると、経験年数ではこの回答者はほとんどかわらないことがわかる。



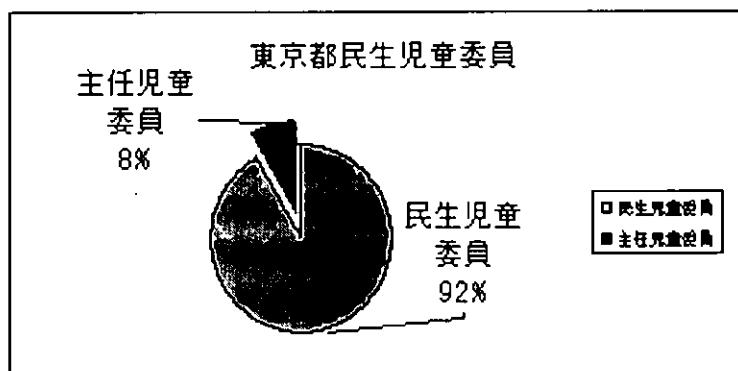
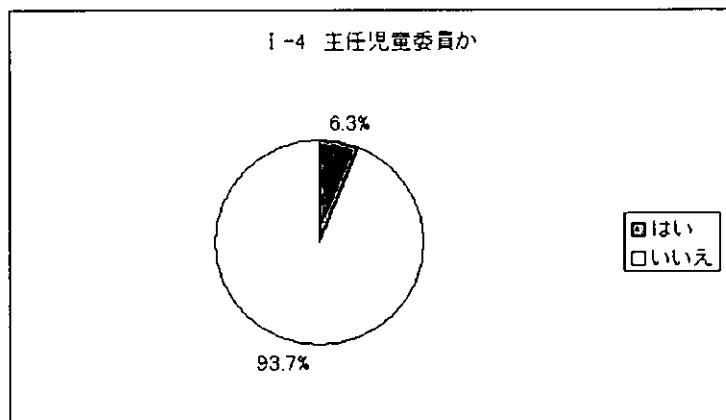
¹⁾著者 2003年度法政大学人間社会研究科福祉社会専攻修士論文「民生児童委員の子ども家庭をめぐる相談援助活動—そのプロセスとかかわりからの分析」より

(4) 主任児童委員かどうか

いいえという回答、つまり民生児童委員は 236 人で 93.7%、主任児童委員は 16 人で 6.3% であった。

・東京都民生児童委員全体¹⁾（2001 年度改選）との比較

東京都全体では民生児童委員は 8,624 人で 92%、主任児童委員は 742 人で 8% となり、この回答者は民生児童委員が多いことがわかる。



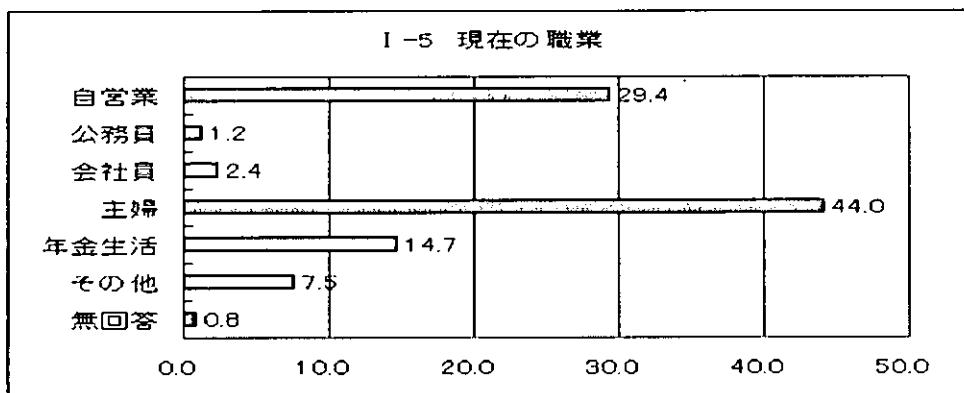
(5) 現在の職業

回答者の現在の職業で最も多いものは主婦が 11 人で 44.0%、ついで自営業が 74 人で 29.4%、年金生活が 37 人で 14.7%、その他は 19 人で 7.5%、会社員は 6 人で 2.4%、公務員 3 人で 1.2% の順であった。なお無回答が 2 人で、これは 0.8% にあたる。

その他の内訳は宗教家、パート勤務、看護師、不動産貸付などである。

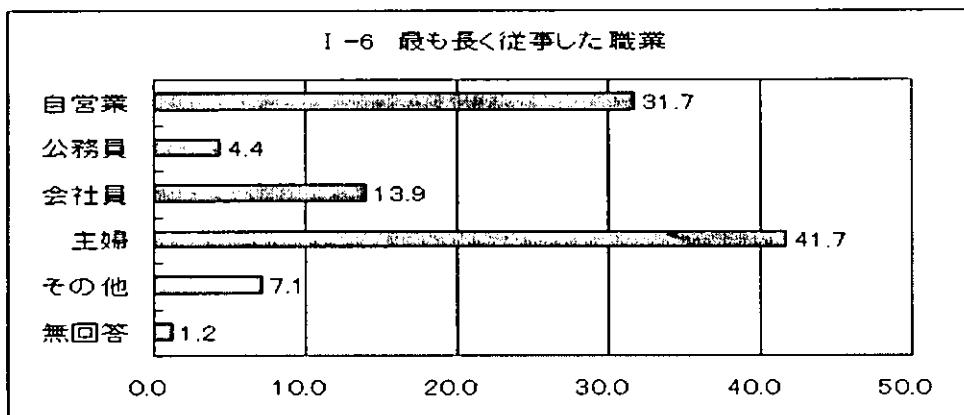
*主婦や自営業が多いのは女性が 65.9% であること、活動が地域に根ざしたものであるこ

とから考えられる。



(6) 最も長く従事した職業

回答者が最も長く従事した職業は主婦が 105 人で 41.7%、次に多いのが自営業で 80 人の 31.7%、会社員は 35 人で 13.9%、その他は 18 人で 7.1%、公務員は 11 人で 4.4% であった。なお無回答は 3 人でこれは 1.2% にあたる。

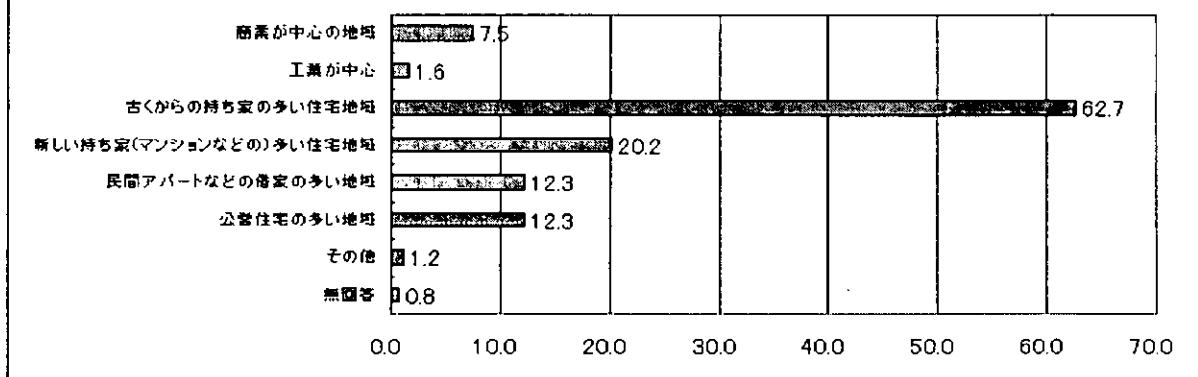


(7) 担当地区の特徴

回答者が最も多く担当している地域は、古くからの持ち家が多い住宅地 158 人で 62.7%、次に新しい持ち家（マンションなど）が多い住宅地 51 人で 20.2% であった。次は民間アパートなどが多い地域が 31 人の 12.3%、公営住宅が多い地域が 31 人の 12.3% と並び、商業を中心の地域は 19 人で 7.5%、工業を中心の地域 4 人の 1.6%、その他は 3 人で 1.2%、無回答が 2 人の 0.8 % であった。

*民生児童委員の活動は地域に根ざしたものであるから地域差が大きく、アンケートの下町区という地域の特徴を反映しているものと思われる。

I-7 担当地区の特徴

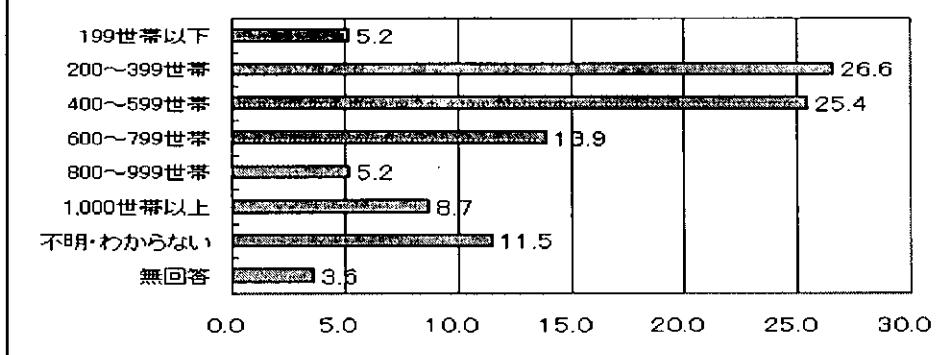


(8) 担当地区の世帯数

回答者の担当地区の世帯数は 200～399 世帯までが最も多く 67 人で 26.6%、次は 400～599 世帯までの 64 人で 25.4%、ついで 600～799 世帯で 35 人の 13.9%、不明が 29 人で 11.5% であった。ところが担当世帯数 1000 世帯以上が 22 人の 8.7% ある一方で、199 世帯数以下が 13 人の 5.2%、800～999 世帯までが同じく 13 人で 5.2% であった。また無回答が 9 人で 3.6% であった。

*このように結果が分散しているのは、公営住宅やマンションなど集合住宅があるかないかによって個人の担当世帯数が変化していくものと思われる。

I-8 担当地域の世帯数

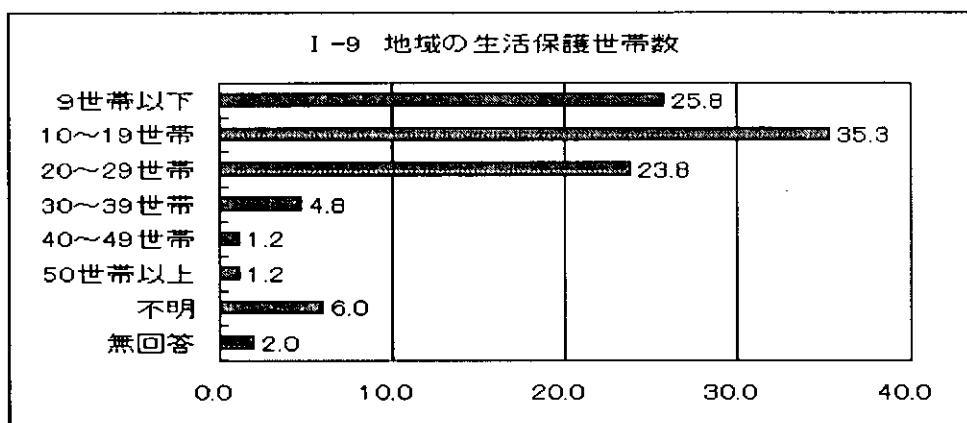


(9) 地域の生活保護世帯数

回答者の担当生活保護世帯数は 10～19 世帯が 89 人の 35.3% で最も多く、ついで 9 世帯以下が 65 人の 25.8%、20～29 世帯が 60 人の 23.8% であった。残りは不明 15 人の 6.0%、30～39 世帯が 12 人の 4.8%、無回答は 5 人で 2.0%、40～49 世帯が 3 人で 1.2%、50 世帯以上が同数の 3 人で 1.2% であった。

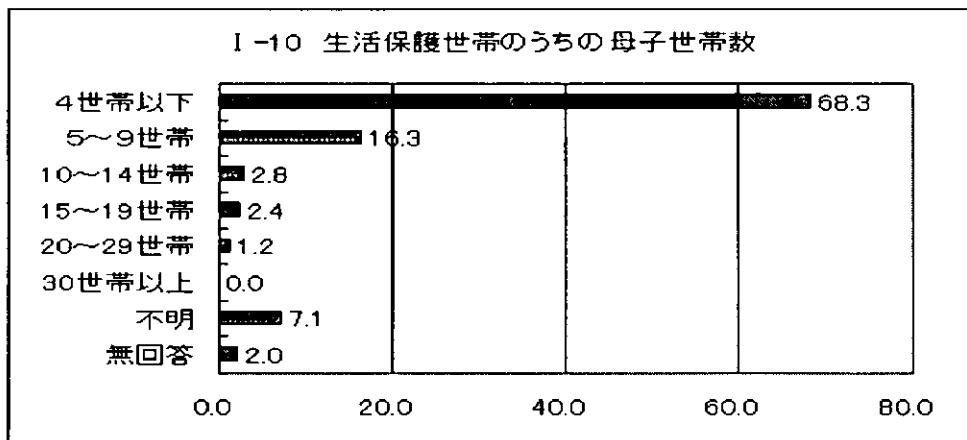
* 担当世帯数が分散しているのに対して、生活保護世帯数は個人によって大差がないこ

とが特徴である。



(10) 生活保護世帯のうち母子世帯

回答者の担当生活保護世帯のうちの母子世帯の数は4世帯以下が172人の68.3%と最も多く、ついで5~9世帯41人で16.3%、不明は18人で7.1%、10~14世帯が7人で2.8%、15~19世帯が6人で2.4%、無回答は5人で2.0%、20~29世帯が3人で1.2%であった。
*母子世帯になるともっと集中していて、回答者の7割が4世帯以下となっているのが特徴である。

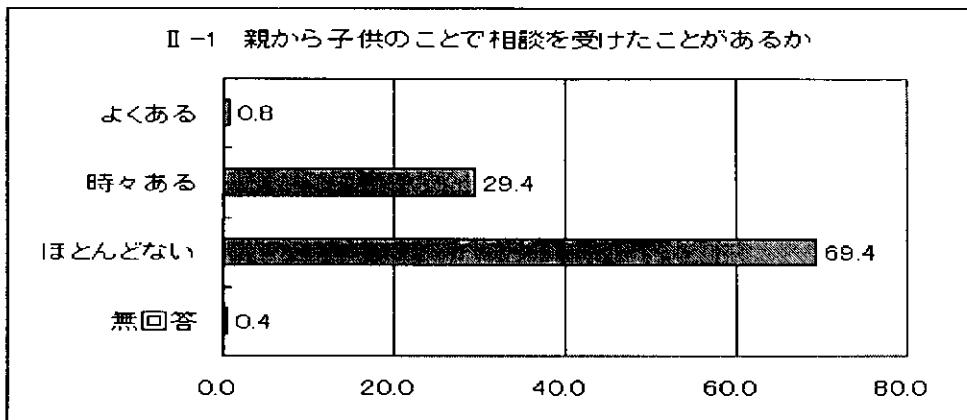


II 子育て支援活動

(1) 親から子どものことで相談を受けたことがあるか

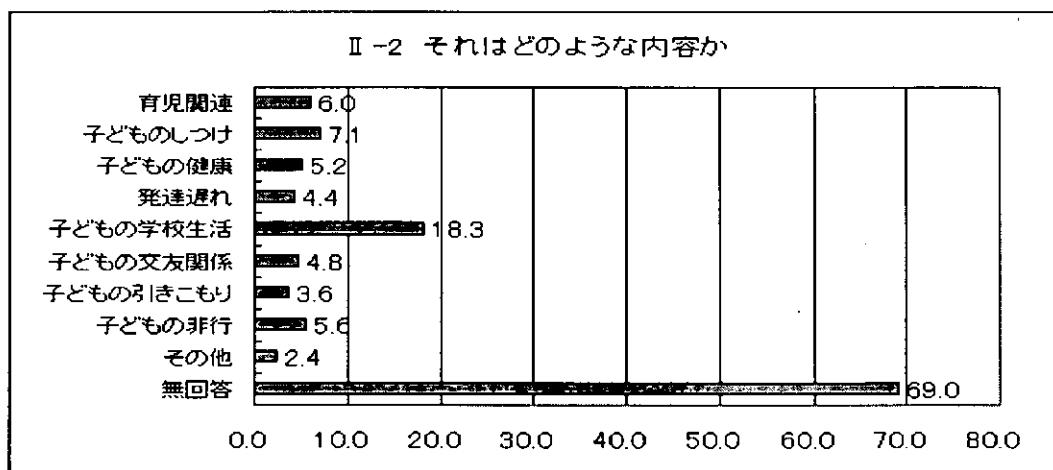
回答者は「ほとんどない」が175人の69.4%で最も多く、次に「時々ある」が74人の29.4%であった。残りは「よくある」で2人の0.8%、無回答が1人で0.4%であった。

*民生児童委員は、子どもの問題に関しては、親から直接相談を受けたことがほとんどないことになる。



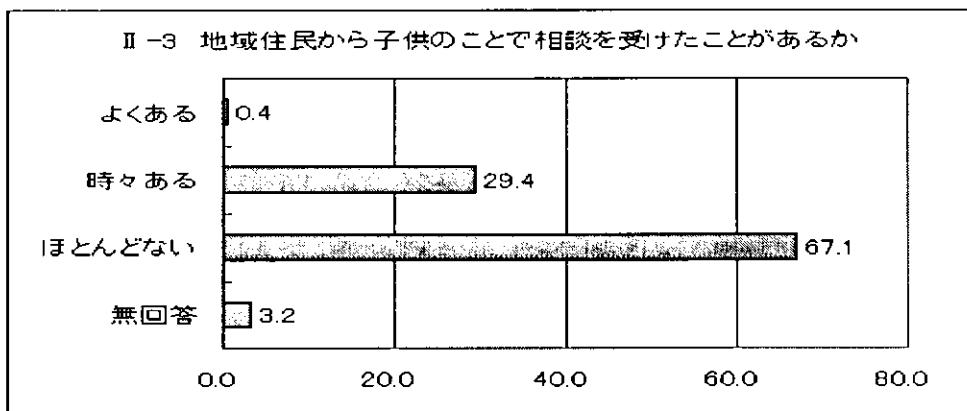
(2) それはどのような内容か

前問で相談を受けたことが「ほとんどない」と回答した人は 175 人であることから、無回答が 174 人の 69.0% で最も多いのは妥当である。残りは子どもの学校生活が 46 人の 18.3%、子どものしつけが 18 人の 7.1%、育児関連が 15 人の 6.0%、子どもの非行が 14 人の 5.6%、子どもの健康が 13 人の 5.2%、子どもの交友関係が 12 人で 4.8%、発達の遅れが 11 人で 4.4%、子どものひきこもりが 9 人で 3.6%、その他が 6 人で 2.4% であった。
 *親から直接相談を「時々は受けたことがある」のは 30% で、そのうちの 18.3% が学校生活に関してのものであった。このことは学校が子どもの生活にとって大きな割合を占めているかがわかる。



(3) 地域住民から子どものことで相談を受けたことがあるか

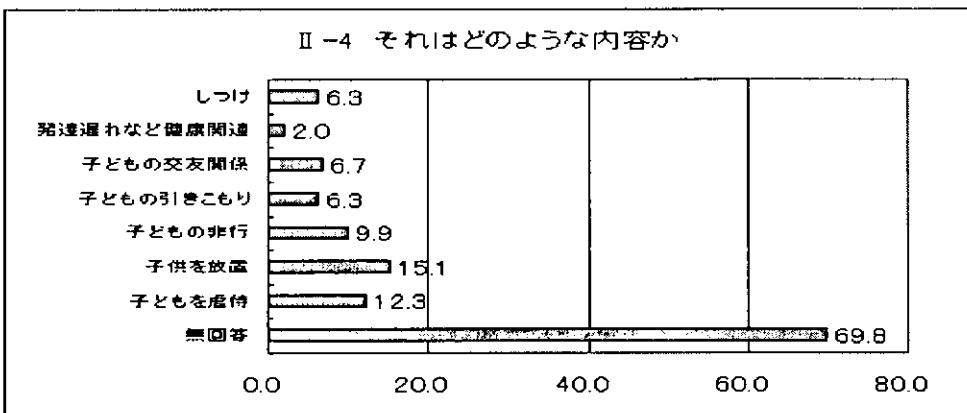
回答者が最も多いのは「ほとんどない」の 169 人で 67.1%、次は「時々ある」の 74 人で 29.4%、無回答は 8 人で 3.2%、「よくある」が 1 人で 0.4% であった。



(4) それはどのような内容か

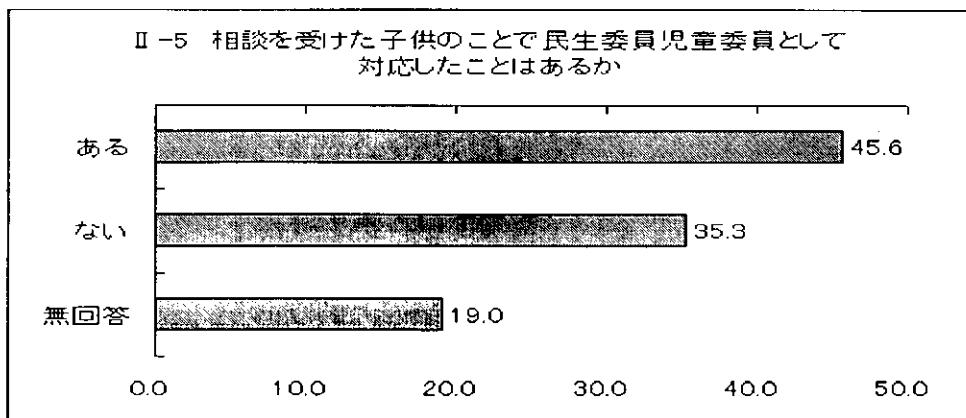
前問で地域住民から間接的に、子どもの問題について相談を受けたことがほとんどない人が 169 人であったため、無回答が最も多い 176 人の 69.8 %であるのは妥当である。

残りは「子どもを放置」が 38 人で 15.1%、「子どもを虐待」が 31 人で 12.3%、「子どもの非行」が 25 人で 9.9%、「子どもの交友関係」が 17 人で 6.7%、「子どもの引きこもり」が 16 人の 6.3%、「しつけ」が同じく 16 人の 6.3%、「発達の遅れ」などの健康関連が 5 人の 2.0%であった。



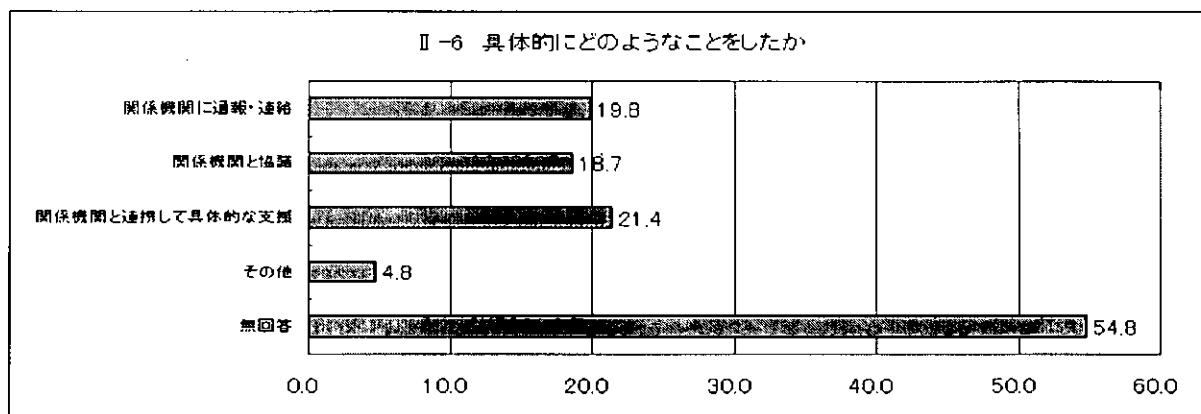
(5) 相談を受けた子どものことで民生児童委員として対応したことはあるか

回答者が最も多いのは、「相談を受けた子どものことで民生児童委員としての対応がある」人が 115 人で 45.8%、「ない」が 89 人の 35.3%であった。無回答は 48 人で 19.0%であった。



(6) 具体的にどのようなことをしたか

回答者が最も多いのは無回答の 138 人で 54.8 %、次は「関係機関と連携して具体的な支援」が 54 人の 21.4%、「関係機関に通報連絡」が 50 人の 19.8%、「関係機関と協議」が 47 人の 18.7%、その他が 12 人で 4.8% であった。



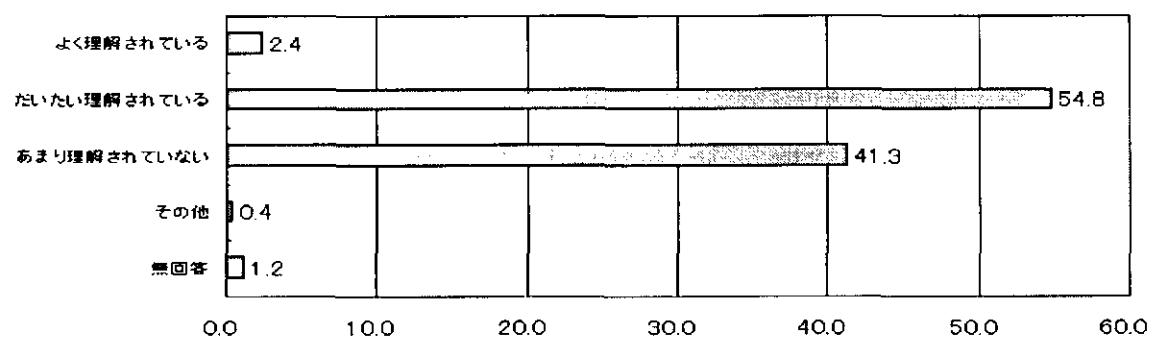
III 地域住民の社会福祉観

(1) 民生児童委員の役割が地域住民に理解されていると思うか

回答者の最も多いのが「だいたい理解されている」で 138 人の 54.8%、「あまり理解されていない」が 104 人で 41.3% と二分されているのが特徴である。残りは「よく理解されている」が 6 人の 2.4%、無回答が 3 人で 1.2%、その他が 1 人で 0.4% となっている。

*回答が二分されているのは、回答者が根拠にしたもののが何であるかによる。住民と協力して活動した経験がある人は理解されているとするであろうし、協力したことがない場合はあまり理解されていないとなるだろう。

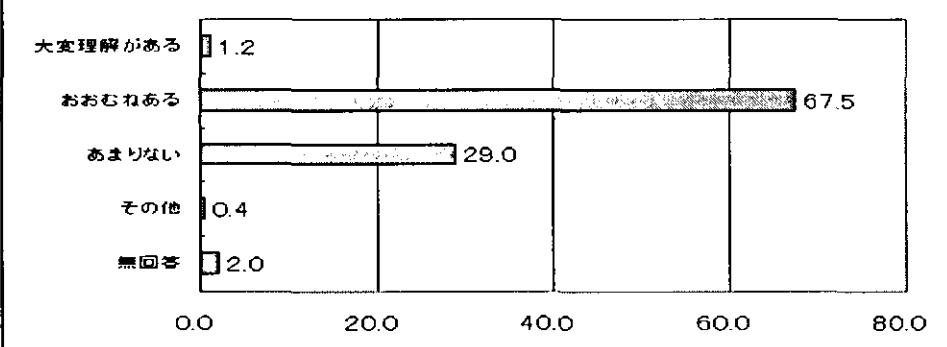
III-1 民生委員児童委員の役割が、地域住民に理解されていると思うか



(2) 住民の方々が地域福祉に理解があると思うか

回答者が最も多いのは「おおむねある」の 170 人で 67.5%、次は「あまりない」の 81 人で 28.0% であった。残りは無回答 5 人の 2.0%、「大変理解がある」の 3 人で 1.2%、その他の 1 人で 0.4% であった。

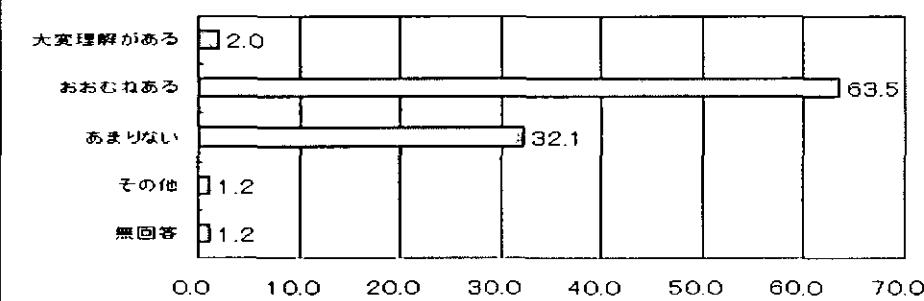
III-2 住民の方々が地域福祉に理解があると思うか



(3) 地域住民の方々は社会福祉を利用している人たちに理解があると思うか

回答者が最も多いのは「おおむねある」の 160 人で 63.5%、次は「あまりない」の 81 人で 32.1% であった。残りは「大変理解がある」の 5 人で 2.0%、その他は 3 人で 1.2%、無回答は 1 人で 1.2% であった。

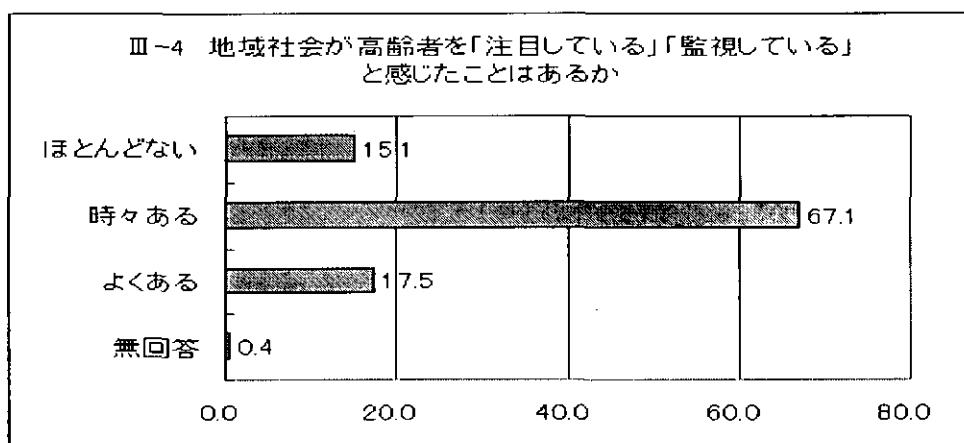
III-3 地域住民の方々は、社会福祉を利用している人たちに理解があると思うか



(4) 地域社会が高齢者を「注目している」「監視している」と感じることはあるか

回答者の最も多いのは「時々ある」で 169 人の 67.1 パーセント、次は「よくある」で 44 人の 17.5%、次が「ほとんどない」の 38 人で 15.1% であった。なお無回答は 1 人で 0.4% であった。

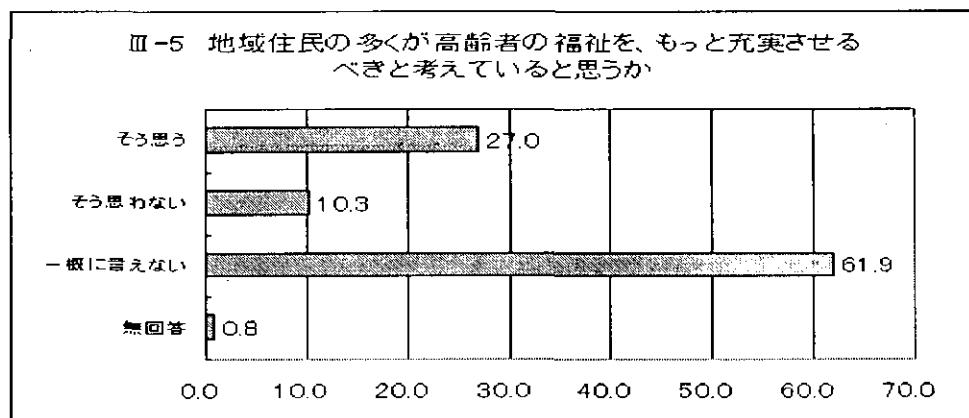
* 高齢者を「注目」あるいは「監視」していると感じることが、「時々ある」と「よくある」を合わせると 213 人で 85% になることが特徴である。良くも悪くも高齢者は、地域社会の人々にとって大きな関心事になっていることが伺える。つまり高齢者の問題は地域社会みんなの共通の問題であるととらえていると考えられる。



(5) 地域住民の多くが高齢者の福祉をもっと充実させるべきと考えていると思うか

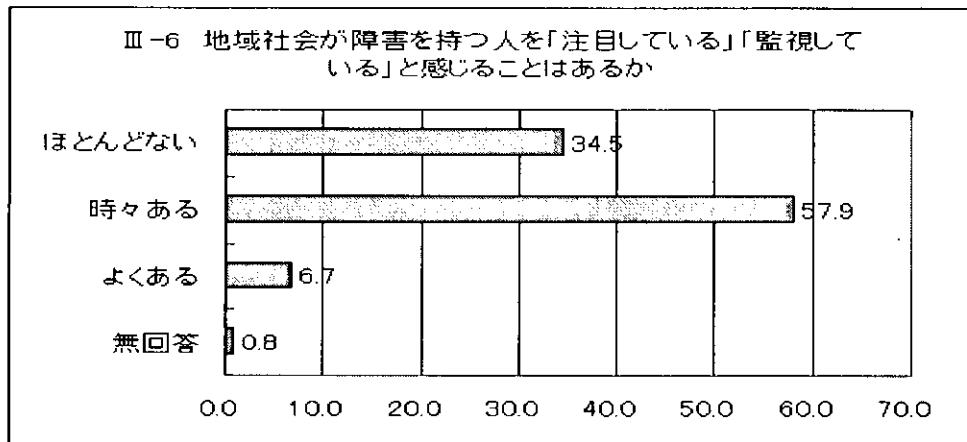
回答者の最も多いのは「一概に言えない」の 156 人で 61.9%、次は「そう思う」の 68 人で 27.0%、「そう思わない」が 26 人の 10.3% であった。なお無回答は 2 人で 0.8% である。

* 前問では 85% の人々が高齢者に大きな関心を寄せているのだが、福祉の充実に対しては、過半数の人が一概に言えないとして、積極的に「そう思う」とする人は 3 割を切っている。これは高齢者といっても個人差が大きいので、ひとくくりにするのではなく個別に対応する必要があると考えていること、また現在の福祉の制度に何か問題があると考えているものと思われる。



(6) 地域社会が障害を持つ人を「注目している」「監視している」と感じることはあるか
回答者が最も多いのは「時々ある」の146人で57.8%、次は「ほとんどない」の87人で34.5%、「よくある」は17人で6.7%であった。なお無回答は2人で0.8%にあたる。

* 地域社会の人々は障害者に関しては、高齢者ほどではないがなんらかの共感を示している人が過半数であることがわかった。



(7) 地域住民の多くが障害を持つ人の福祉をもっと充実させるべきと考えていると思うか

回答者が最も多いのは「一概に言えない」の136人で54.0%、次は「そう思う」の74人で29.4%、「そう思わない」は40人で15.9%であった。なお無回答は2人で0.8%である。

* 一概に言えないとする半数の人を除くと、障害者にはもっと福祉を充実させると考えている人が3割いるということは、現在の障害者の生活を地域社会の人々からみると、福祉が必要と思われる生活ぶりであると考えられる。

